

# 一関有機肥料センター指定管理者候補団体の募集要項

## 1 募集概要等

### (1) 募集の趣旨

一関市有機肥料センター条例により設置している一関有機肥料センターの管理、運営について、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び一関市有機肥料センター条例第 3 条の規定により、本募集要項により指定管理者候補団体を募集します。

### (2) 募集概要

#### ① 施設名

一関有機肥料センター

#### ② 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

#### ③ 担当課

農林部農政課

電話番号 0191-21-2111 (内線 8429)

#### ④ 選定方法

指定管理者の選定は、指定管理者選定委員会を設置し、各応募者にプレゼンテーションの機会を与え、これらに基づき評点方式による選定を行います。

#### ⑤ 協定の締結

指定管理者候補団体の選定後、当該団体と協定内容の要旨についての基本的合意を得た上、議会の議決後に本協定を締結します。

### (3) 施設設置目的

一関有機肥料センターは、家畜排せつ物の適正な処理を推進し、資源として循環利用を図ることを目的とします。

### (4) 指定管理者が行う業務の範囲

- ・ 施設の事業運営並びに維持管理に関する業務
- ・ 施設の利用の許可及び取消しに関する業務
- ・ 施設内での堆肥の製造及びその利用に関する業務
- ・ 上記のほか、施設の運営に関し市長が必要と認める業務

※ 施設の管理運営については、個々の業務を外部に委託することはできますが、一括して第三者へ委託することはできません。

### (5) 市と指定管理者のリスク分担

原則として次表に定めるとおりとします。なお、次表に記載のない事項については、市と指定管理者の協議により解決するものとします。

区分	主な内容	負担者	
		市	指 定 管理者
法制度変更	施設管理業務に要する資格の変更等、指定管理業務に特別に影響を及ぼす制度の変更又は新設	○	
税制度変更	指定管理業務の内容にかかわらず、全てのものに影響を及ぼす税制の変更又は新設（法人税、固定資産税、事業所税等）		○
物価変動	通常は指定管理者の負担とするが、大幅又は急激な物価変動の影響により、管理運営に支障が生じるおそれがあるときは、市と協議する。 （協議対象経費） ①燃料費（灯油、ガス等）、②水道料金、③電気料	△	○
許認可の取得遅延	市が取得すべきもの	○	
	指定管理者が取得すべきもの		○
住民及び施設利用者対応	処分権限を有する指定管理者の行った処分に対する訴訟	△	○
	指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望	△	○
不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による施設の修復及び指定管理業務の継続不能	○	
	上記の要因により、施設を避難場所等に使用することによる指定管理業務の継続不能	○	
資金調達	市が指定管理者に支払う経費の支払い遅延による損害	○	
	指定管理者が業者等に支払う経費の支払い遅延による損害		○
施設、設備等の損傷等	指定管理者の故意、過失によるもの		○
	1件5万円を超える修繕等	○	
	1件5万円以下の修繕等		○
第三者賠償	施設等の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	指定管理者の過失により損害を与えた場合		○
	指定管理者が施設等に瑕疵があることを知りながら、それを放置したことにより損害を与えた場合		○
	指定管理業務により損害（個人情報の漏えい、不正利用等による損害を含む。）を与えた場合		○
	指定管理者（従業員を含む）の不法・不正行為により損害を与えた場合		○
事業の終了	指定期間の終了、指定の取消による指定管理者の撤収費用		○
従業員の雇用等	従業員の雇用・労働条件等に係る事項		○

## 2 施設の概要

優良な完熟堆肥の供給により、米・野菜・果樹など有機肥料による特色ある農産物の栽培を推進するとともに、家畜排せつ物の適正処理による農村環境の保全を目的に建設した施設です。

- (1)所在地 : 一関市厳美町字結渡 125 番地 4
- (2)規模 : 堆肥舎 2,745.12 m<sup>2</sup>  
 管理棟 34.9 m<sup>2</sup>  
 おがくず脱臭槽 100 m<sup>2</sup>  
 洗車機収納庫 2.37 m<sup>2</sup>
- (3)システム : 一次発酵処理 開放型ロータリー攪拌機  
 処理能力 3,407 トン/年 (11.4 トン/日)  
 (発酵槽 幅 5 m × 長さ 77 m × 高さ 1.5 m × 2 槽)  
 二次発酵処理 ホイルローダーによる切り返し  
 (発酵槽 幅 10 m × 奥行 9 m × 3 槽)

区分	名称	概要	建設年度
建物	堆肥舎	鉄骨造平屋建 1 棟 2,745.12 m <sup>2</sup>	H15
	管理棟	34.9 m <sup>2</sup>	H15
	おがくず脱臭槽	100 m <sup>2</sup>	H15
	洗車機収納庫	2.37 m <sup>2</sup>	H15
工作物	攪拌機	開放型ロータリー 1 台	H14
	堆肥選別袋詰装置	金属造 1 基	H14
機械器具	フォークリフト	エンジン式 1 台	H14
	ホイルローダー	エンジン式 1 台	H15

### 【参考】過去の利用実績

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R01 年度
利用者 (人)	12	12	10	8
年間処理量 (t)	2,261	2,196	2,251	2,437

## 3 収支に関する事項

一関有機肥料センターの管理運営に要する費用は、原則として、利用料金及び製品堆肥の販売収入並びに市からの指定管理料をもって充てるものとします。

### (1) 指定管理料

指定期間中に市が支払う指定管理料の額については、下記に定める基準額の範囲内で、応募時に応募団体から各年度の指定管理料の提案を求めます。

なお、指定管理料の具体的な額や支払い方法については、応募時の事業計画書で提案され

た金額に基づき、協議の上、年度ごとに協定で定めるものとします。

基準額 15,600 千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和3年度：5,200 千円）

（令和4年度：5,200 千円）

（令和5年度：5,200 千円）

上記金額は、燃料費、光熱水費等、最低限施設を維持管理するために要する経費から、収入（見込み）額を差し引いた額を基に算定しています。

また、指定管理料については、年度末の清算は、原則として行いません。したがって、不足が生じた場合に指定管理料を増額することはなく、余剰が発生した場合も、指定管理料を減額することはありません。

## (2) 収入

### ① 利用料金

一関市有機肥料センター条例に規定する利用料金は、指定管理者の収入とします。

指定管理者は、条例で定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきますが、設定にあたっては、事前に市長の承認が必要となります。

利用料金区分や額については、応募者において、事業計画書及び収支計画書により提案してください。

### ② 見込まれる収入

利用料金のほか、堆肥販売収入が収入として見込まれます。

## (3) 収支

収支が見込まれる項目及び金額は、別紙収支項目一覧表（資料No.4）のとおりです。

## (4) 管理口座及び区分会計

指定管理業務に関する入出金の管理については、指定管理者の他業務の口座とは別途独立した口座とし、また、会計の帳簿等も独立したものとするなど、会計を他の業務と明確に区分してください。

なお、指定管理業務に関する収支等は、市の監査委員による監査の対象となります。

## 4 募集の手続き

募集の公表から決定、協定締結、業務の引き継ぎまでの日程等は、次のとおりです。

### (1) 募集の公表及び募集要項の配布

募集の実施については、市役所、各支所掲示板において公告し、併せて概要を市ホームページで公表します。

募集要項等の配布場所及び配布期間は次のとおりです。

#### ① 配布場所

一関市農林部農政課

〒021-8501 一関市竹山町7番2号

電話番号 0191-21-2111 内線 8429

ファクシミリ番号 0191-21-4221

② 配布期間

令和2年8月28日(金)から9月23日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝祭日を除く。）

なお、募集要項等は、一関市ホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 募集説明会及び施設見学会の開催

募集にあたり、次の日程で募集説明会及び施設見学会を実施します。募集説明会及び施設見学会への参加を希望される場合は、指定様式（様式第6号）に必要事項を記入の上、令和2年9月7日(月)午後5時15分までに提出（郵送、ファクシミリ可）してください。

① 募集説明会

ア 予定日時 令和2年9月9日(水) 午後1時30分から午後3時まで

イ 予定場所 一関有機肥料センター 管理室  
一関市巖美町字結渡 125 番地 4

② 施設見学会

ア 予定日時 令和2年9月9日(水) 午後3時から4時まで

イ 予定場所 一関有機肥料センター  
一関市巖美町字結渡 125 番地 4

(3) 質疑の受付、回答

応募に際してご不明の点等については、質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和2年8月28日(金)午前8時30分から9月14日(月)午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

② 質疑の方法

指定様式（様式第7号）に質疑の内容等を記入し、一関市農林部農政課に直接提出いただくか、ファクシミリにより送信してください。なお、伝達の不備や混乱を回避するため、電話、口頭等による質問には応じられません。

(4) 応募書類の受付

① 受付期間

令和2年8月28日(金)から9月28日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝祭日を除く。）

② 提出先

〒021-8501 一関市竹山町7番2号  
一関市農林部農政課

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留によるものとし、令和2年9月28日(月)午後5時

15分必着とします。)

④ 留意事項

ア 応募に要する費用は、全て応募団体の負担とします。

イ 応募に関して提出された書類の著作権は、応募団体に帰属しますが、市は、指定管理者の公表等に関し必要な場合は、申請書等の内容の全部又は一部を複製し、使用できるものとします。なお、提出された書類は返却しません。

ウ 必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。

オ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

(5) 審査（書類審査、ヒアリング審査等）

審査は、指定管理者選定委員会において書類審査の他、申請者を対象に、下記の日程でプレゼンテーション及びヒアリングを実施します（プレゼンテーション：15分程度、ヒアリング：15分程度の予定です。）。なお、申請者毎のプレゼンテーション及びヒアリング開始時間等については、追って連絡します。

① 開催日

令和2年10月6日(火) (午後1時30分から午後4時30分までの間で実施の予定)

② 会場

一関市役所本庁 会議室棟第4会議室

(6) 審査結果の確定・通知・公表

審査に基づく選定結果については、令和2年10月中旬を目途に確定する予定とし、選定結果を全ての応募者に通知します。また、一般にも公表することとし、その際には、選定された応募団体名、評点結果及び他の応募者の評点結果を公表します。

なお、選定後、指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じ、候補者資格を取り消した場合は、審査において次点となったものから順に候補者に選定できるものとします。

(7) 指定管理者の指定及び協定締結

① 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体と協定内容の要旨についての基本的合意を得た後、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の候補者を指定管理者として指定する議案を一関市議会に提案し、当該議決後に指定管理者として正式に指定します。

② 協定の締結

指定管理者の指定後、一関市と指定管理者との間で指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」を締結します。

③ 指定後の留意事項

協定締結の前後を問わず、指定管理者が次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないか、又は解除することがあります。その際は、市は損害賠償等の責

任は、一切負いません。

ア 資金事業の悪化（民事再生法、会社更生法の適用及び破産など）等により、事業の履行が困難になったと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ 後記する「応募の制限」に該当したとき

#### (8) 引継ぎ業務

協定締結後、指定管理業務開始までの間に、市から業務の引き継ぎを行います。

### 5 応募の手続き

#### (1) 応募の要件

##### ① 応募資格

産業廃棄物処理業者として、動物の糞尿を堆肥化できる資格を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）のうち、指定管理者の指定後、直ちに「事前協議書」の提出と「営業許可申請」を行い、令和3年4月1日からの運営が可能な団体等とします。法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

##### ② 応募の制限

ア 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体等は、応募者となることができません。

イ 団体等又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、応募者となることができません。

㉶ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

㉷ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

㉸ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者。

㉹ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に抵触する者

㉺ 暴力団若しくは暴力団関係者が実質的に運営していると認められる団体、又はその関係者（代表者以外の役員を含む）

㉻ 一関市に納付すべき税について、滞納がある者

㉼ 一関市競争入札参加者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている者

㉽ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者

㉿ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを除く。）

##### ③ 複数団体での応募

複数団体等がグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意して下さい。

- ア グループの代表となる団体等を定めること。
- イ 代表となる団体等以外のものは、グループの構成員として扱います。
- ウ 単独で申請した団体等は、グループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員になることもできません。

(2) 応募書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、それ以外にあっては、代表者の住民票
- ⑥ 直近の3年間の事業実績報告書（ただし、設立から3年を経過していない場合にあっては、設立時からとする。）
- ⑦ 直近の3年間の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（ただし、設立から3年を経過していない場合にあっては、設立時からとする。）
- ⑧ 欠格事項に該当しない旨の申立書
- ⑨ 事業計画書等の総括書
- ⑩ グループ申請の場合は、上記書類に加え次の書類を提出してください。
  - ア 委任状
  - イ グループ協定書（出資比率、組織、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類の写し）
  - ウ グループの構成員を記載した書類
  - エ 代表者の印鑑証明書（構成員が法人でない場合）
- ⑪ 産業廃棄物処分業許可証の写し

(3) 留意事項

事業計画書、収支計画書などは所定の様式とし、応募団体が特定できるような表記（社名やロゴマークなど）をしないでください。



## 6 審査方法及び審査基準等

### (1) 審査方法

指定管理者選定委員会を設置し、応募者から提出された書類及びヒアリング等を行い、これらに基づき評点方式による選定を行います。

### (2) 審査基準

審査区分／評価項目	配点
<b>[管理運営業務に関する基本的事項]</b>	<b>【120点】 (60.0%)</b>
<b>1 団体の規模や能力</b>	<b>【25点】</b>
①団体の経営は安定しているか。	5
②施設の管理運営、堆肥販売業務の実績があるか。	10
③施設の管理運営、堆肥販売に対し意欲が感じられるか。	10
<b>2 基本的な考え方</b>	<b>【15点】</b>
①公の施設及び施設の設置目的を踏まえた施設運営について理解しているか。	5
②施設を取り巻く状況と課題に対する認識は適切か。	5
③施設の状況と課題を踏まえ、設置目的の実現のために適切な目標を設定しているか。	5
<b>3 効率的かつ効果的な管理運営</b>	<b>【40点】</b>
①施設、設備等の維持管理計画は適切か。	5
②利用者に対するサービスの向上が図られるか。	5
③利用者の安全確保のための対策がとられているか。	5
④利用者意見、要望等を運営に反映させる工夫はあるか。	5
⑤必要な職員体制はとられているか。	5
⑥職員研修体制は適切か。	5
⑦個人情報等の管理体制及び情報公開の対応は適切か。	5
⑧その他、市が提示した仕様の実施が確保されているか。	5
<b>4 地域貢献</b>	<b>【40点】</b>
①地域経済の活性化に資する取り組みがあるか。	20
②職員採用に際し、地元雇用を配慮しているか。	20
<b>[収支に関する事項]</b>	<b>【80点】 (40.0%)</b>
①利用料金収入の見込額が適切か。	20
②人件費の見込みは適切か。	20
③経費節減及び堆肥販売促進の工夫が見られるか。	20
④その他、収支計画の内容は適切か。	20
<b>合 計</b>	<b>【200点】 (100.0%)</b>

### (3) 採点

各評価項目につき選定委員の採点数の合計により最高得点を獲得した者が候補団体となります。

ただし、最高得点を獲得した者（応募団体等の数が1の場合を含む）であっても、審査区分毎（5区分）の合計得点が、配点に審査委員数を乗じて得た点の6割に達しない審査区分があった場合には、その者を候補団体としません。

《採点基準》

優れている	5点 (20点)
やや優れている	4点 (16点)
普通	3点 (12点)
やや劣っている	2点 (8点)
劣っている	1点 (4点)

(4) 指定管理者選定委員会

指定管理者選定委員会は、一関市指定管理者選定委員会設置要綱第3の規定により、市職員のほか、民間の知識経験者（2名）により組織します。

## 7 協定内容

協定に定める主な項目は、指定議決の後、市で別に定める標準協定書を基本に協議により決定します。

## 8 引継ぎに関する事項

指定管理者として選定された者は、管理運営業務のなかで取得、整理した情報・データ等について厳重に保管し、指定管理期間が終了した場合、次期の指定管理者として選定された者に、その全てを速やかに引き継いでいただきます。

なお、引き継ぎに要した費用は、全て指定管理者に選定された団体が負うものとします。

## 9 モニタリング及び評価

市は定期的又は臨時的に実地調査を行い、その結果を指定管理者の業務に関する評価に反映させることとします。また、事業・業務報告書の内容、実際の業務の状況等から指定管理者の業務内容に問題があると認めた場合には、速やかに報告の要求又は調査を行い、必要な場合は業務内容の改善について指示を行うこととします。

## 10 その他

- (1) 応募の時点で、一関市内に事務所等を有しない団体等は、指定管理者の候補者に選定された後、速やかに市内に事務所等を設置してください。
- (2) 当該施設を管理するにあたり、新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用促進にご協力願います。
- (3) 選定結果については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申し立て又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく訴えの提起をすることができません。

**【募集要項の添付資料】**

- ・資料No.1 一関市有機肥料センター条例
- ・資料No.2 一関有機肥料センターに係る指定管理業務仕様書
- ・資料No.3 位置図・平面図・パンフレット
- ・資料No.4 収支項目一覧表
- ・資料No.5 指定管理者指定申請様式集
- ・資料No.6 一関市指定管理者制度導入方針